

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク（以下「法人」という。）定款第2章の規定に基づき、会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会員

(会員の資格)

第2条 法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 法人の目的に賛同して入会した町田市に所在する介護保険法並びに老人福祉法に基づく施設及び関連事業所

(2) 賛助会員 法人の目的を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第3条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、法人の所定の様式による入会届を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 会費は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会員の会費は、別紙2のとおりとする。

2 会費は、年会費とし、毎年度6月末までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

(1) 入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は、所定額の1/2の額の会費を納入するものとする。

(2) 退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする

(3) 会費納入を持って、本会サービス利用可能となる。会費未納の場合は、本会サービスの利用が出来ないものとする。

(会費の納入方法及び時期)

第5条 会員は、法人からの会費納付依頼書受領後、法人に直接又は法人の銀行口座に会費を納入するものとする。

定められた手続きにより入会が認められた正会員及び賛助会員は、速やかに年会費を納入しなければならない。

- 2 前年度から継続する会員は原則として毎年6月末日までに次の方法により年会費を納入しなければならない。
- 3 会費は、原則法人単位で納入するものとする。但し、法人と事業所の所在地が異なり、事業所単位で入会の判断及び会計処理を行っている場合は、申出により、事業所単位での納入を認めることがある。

(登録内容の変更)

第6条 会員は、登録内容（法人代表者、施設長、管理者、所在地及び定員等）に変更が生じた場合は、所定の書式により法人に変更届を提出しなければならない。

(任意退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 法人は、退会届を受領した後、理事会にこの旨報告するものとする。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議により当該会員を除名とすることができる。

- (1) 会員が定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第4条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は会員である事業所又は団体が解散又は閉鎖したとき。

(会員としての期間)

第10条 会員としての期間は、会員から退会届の提出又は法人から除名及び資格喪失の通知書の送付がない限り、以後毎年度所定の会費を支払うことにより継続するものとする。

第3章 組織

(組織)

第11条 法人の組織運営をより効果的に推進するため、理事会の下に必要な応じて委員会及び会員連絡会（以下「連絡会」という）を設置する。

- (1) 委員会

(2) 町田市内介護保険関係事業所連絡会等 (別紙1 参照)

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。
- 3 連絡会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、各連絡会の会員総会の決議により別に定める各連絡会規約による。
- 4 会長は、必要に応じて、委員長、各連絡会会長の理事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会及び連絡会の庶務は、事務局において処理する。

(規程の変更)

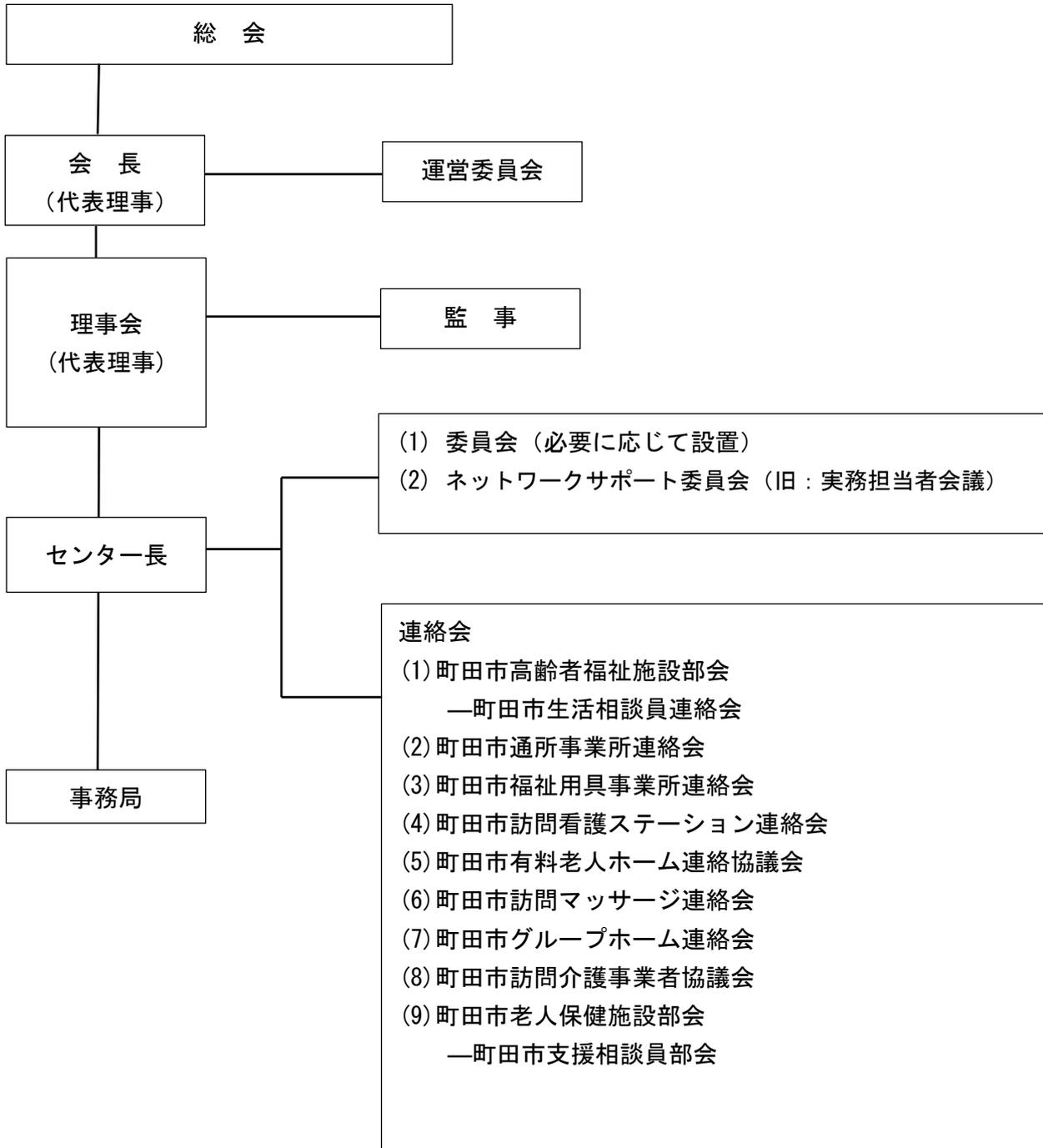
第13条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、会員総会において過半数の同意を得て行うものとする。

附 則

- 1 本規程は、2015年3月23日から施行する。この規程の実施により、2012年6月11日から施行し、2013年3月25日に改正した会則は廃止する。
- 2 2015年6月22日改訂
- 3 2016年3月14日改訂
- 4 2019年6月24日改訂
- 5 2020年3月10日改訂
- 6 2023年3月29日改訂

【別紙 1】

一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 組織図



【別紙 2】 一般社団法人町田市介護サービスネットワーク 会費基準

《正会員》

正会員とは、当法人の目的に賛同して入会した町田市に所在する介護保険法並びに老人福祉法等に基づく施設及び関連事業所等

区分	事業所種別	基準
1	介護老人福祉施設（併設短期入所生活介護含む）	500円／定員数 上限 90,000円
2	介護老人保健施設（併設短期入所療養介護含む）	500円／定員数 上限 90,000円
3	介護療養型医療施設・介護医療院（併設短期入所療養介護含む）	500円／定員数 上限 90,000円
4	有料老人ホーム（地域密着型特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護含む）を含む高齢者向け住宅等	500円／居室数 上限 45,000円
5	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等	500円／定員数
6	短期入所生活介護（単独型）	1事業所 9,000円
7	訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問介護 訪問入浴 居宅療養管理指導 等	1事業所 9,000円
8	通所介護・通所リハビリ（30名以上）認知症対応型通所介護含む	1事業所 17,000円
9	通所介護・通所リハビリ （19名以上 29名以下）認知症対応型通所介護含む	1事業所 9,000円
10	福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1事業所 9,000円
11	地域密着型サービス等 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 等	1事業所 9,000円
12	居宅介護支援・介護予防支援（地域包括支援センター含む）	1事業所 9,000円
13	法人の目的に賛同して入会した関連事業所（訪問マッサージ等）	1事業所 9,000円

《賛助会員》

賛助会員とは、法人の目的を賛助するために入会した個人又は団体

個人		2,000円
団体	正会員に該当しない団体	8,000円